

平成二十年十月二十四日受領  
答弁第一二二三号

内閣衆質一七〇第一二三号

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出標準報酬月額の改ざんが疑われる一四四万件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出標準報酬月額改ざんが疑われる一四四万件に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの件数については、いずれも確認していない。

三について

御指摘の「一四四万件」を公表した経緯については、先の答弁書（平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第一〇一号）九及び一七について述べたとおりであり、当該公表の際には、お尋ねの内訳についての確認作業は行っていない。

なお、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に行われた事案の可能性がある約六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件（以下「訪問調査対象記録」という。）について、受給者本人に記録を確認していただくため、本年十月十六日から、社会保険事務所の職員が訪問調査を開始したところである。

また、平成二十一年四月から、被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便

」を送付するとともに、同年中に、「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」の送付を開始することとしており、「一四四万件」（訪問調査対象記録を除く。）に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認をお願いする予定である。これにより、御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。